

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月18日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する規程  
別表の1の(7)を次のように改める。

(7) 介護職員等処遇改善加算

注 大臣基準告示第130号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

別表の2の(7)を次のように改める。

(7) 介護職員等処遇改善加算

注 大臣基準告示第130号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

別表の4の(13)を次のように改める。

(13) 介護職員等処遇改善加算

注 大臣基準告示第136号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

#### 附 則

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱別表の規定にかかわらず、令和8年5月提供分までの介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスに係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。